

新旧対照表（週休2日制工事試行要領）

旧	新	摘要
1 目的 建設業における長時間労働の是正や休日確保に向けた労働環境整備を進め、将来の担い手の育成・確保を図るための取組みとして、建設現場において週休2日制工事を実施するために必要な事項を定める。	1 目的 建設業における長時間労働の是正や休日確保に向けた労働環境整備を進め、将来の担い手の育成・確保を図るための取組みとして、建設現場において週休2日制工事を実施するために必要な事項を定める。	
2 用語の定義 (1) 適用工事 現場閉所による週休2日制工事及び週休2日交替制工事の総称をいう。	2 用語の定義 (1) 適用工事 現場閉所による週休2日制工事及び週休2日交替制工事の総称をいう。	
(2) 現場閉所による週休2日制工事 1) 週休2日制 対象期間において、4週8休以上の現場閉所率を達成したと認められる状態をいう。 2) 対象期間 現場着手日から現場完成日までの期間をいう。なお、対象期間外は「(6) 対象期間外」のとおりである。 3) 現場閉所 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所が生じた場合も現場閉所日数に含めるものとする。 4) 現場着手日 現場施工に着手した日（準備期間は含まない）とする。 5) 現場完成日 現場施工が完了した日（後片付け期間は含まない）とする。ただし、現場完成日が工期末の20日前を超える場合は20日前を現場	(2) 現場閉所による週休2日制工事 1) 週休2日制 対象期間において、4週8休以上の現場閉所率を達成したと認められる状態をいう。 2) 対象期間 現場着手日から現場完成日までの期間をいう。なお、対象期間外は「(6) 対象期間外」のとおりである。 3) 現場閉所 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所が生じた場合も現場閉所日数に含めるものとする。 4) 現場着手日 現場施工に着手した日（準備期間は含まない）とする。 5) 現場完成日 現場施工が完了した日（後片付け期間は含まない）とする。ただし、現場完成日が工期末の20日前を超える場合は20日前を現場	

新旧対照表（週休2日制工事試行要領）

旧	新	摘要
<p>完成日とする。</p> <p>6) 現場閉所率</p> $\text{現場閉所率} = \frac{\text{対象期間内の現場閉所日数}}{(\text{対象期間の日数} - \text{対象期間外の日数})}$	<p>完成日とする。</p> <p>6) 現場閉所率</p> $\text{現場閉所率} = \frac{\text{対象期間内の現場閉所日数}}{(\text{対象期間の日数} - \text{対象期間外の日数})}$	
<p>(3) 週休2日交替制工事</p> <p>1) 週休2日交替制</p> <p>対象期間において、4週8休以上の平均休日率を達成したと認められる状態をいう。</p> <p>2) 休日</p> <p>対象者が当該工事の現場作業（現場事務所での専務作業を含む）を24時間通して行っていない状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日に含めるものとする。</p> <p>3) 対象者</p> <p>施工体制台帳に記載されている元請け（受注者）及び下請け（建設工事の請負契約分のみ）の全ての技術者、技能労働者及び現場代理人をいう。ただし、従事期間が1週間未満の場合は除く。</p> <p>4) 対象期間</p> <p>元請け業者の対象者が当該工事に従事した期間※をいう。なお、対象期間外は「(6) 対象期間外」のとおりである。</p> <p>※従事期間：元請け業者は現場着手日から現場完成日までの期間、下請け業者は施工体制台帳上の工期日数を基本とする。</p>	<p><u>7) 完全週休2日</u></p> <p><u>4週8休以上を達成し、かつ対象期間内の暦上の全ての土曜日・日曜日の現場閉所を行った状態をいう。</u></p> <p>(3) 週休2日交替制工事</p> <p>1) 週休2日交替制</p> <p>対象期間において、4週8休以上の平均休日率を達成したと認められる状態をいう。</p> <p>2) 休日</p> <p>対象者が当該工事の現場作業（現場事務所での専務作業を含む）を24時間通して行っていない状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日に含めるものとする。</p> <p>3) 対象者</p> <p>施工体制台帳に記載されている元請け（受注者）及び下請け（建設工事の請負契約分のみ）の全ての技術者、技能労働者及び現場代理人をいう。ただし、従事期間が1週間未満の場合は除く。</p> <p>4) 対象期間</p> <p>元請け業者の対象者が当該工事に従事した期間※をいう。なお、対象期間外は「(6) 対象期間外」のとおりである。</p> <p>※従事期間：元請け業者は現場着手日から現場完成日までの期間、下請け業者は施工体制台帳上の工期日数を基本とする。</p>	追加

新旧対照表（週休2日制工事試行要領）

旧	新	摘要
<p>5) 休日率</p> $\text{休日率} = \frac{\text{対象期間内の休日日数}}{(\text{対象期間の日数} - \text{対象期間外の日数})}$ <p>6) 平均休日率</p> $\text{平均休日率} = \frac{\text{対象者の休日率の合計}}{\text{対象者数}}$ <p>(4) 4週8休以上</p> <p>現場閉所率又は平均休日率が、28.5%以上の水準に達する状態をいう。</p> <p>(5) 月単位</p> <p>対象期間のうち、ひと月単位において、4週8休以上(28.5%以上)の現場閉所率又は平均休日率を達成したと認められる状態をいう。</p> <p>なお、現場着手月及び現場完成月の従事期間がひと月未満となる場合は除く。</p> <p>(6) 対象期間外</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 年末年始6日間、夏季休暇3日間 2) 工場製作のみを実施している期間 3) 工事全体を一時中止している期間 4) 発注者が対象外と認める期間 	<p>5) 休日率</p> $\text{休日率} = \frac{\text{対象期間内の休日日数}}{(\text{対象期間の日数} - \text{対象期間外の日数})}$ <p>6) 平均休日率</p> $\text{平均休日率} = \frac{\text{対象者の休日率の合計}}{\text{対象者数}}$ <p>(4) 4週8休以上</p> <p>現場閉所率又は平均休日率が、28.5%以上の水準に達する状態をいう。</p> <p>(5) 月単位</p> <p>対象期間のうち、ひと月単位において、4週8休以上(28.5%以上)の現場閉所率又は平均休日率を達成したと認められる状態をいう。</p> <p>なお、現場着手月及び現場完成月の従事期間がひと月未満となる場合は除く。</p> <p>(6) 対象期間外</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 年末年始6日間、夏季休暇3日間 2) 工場製作のみを実施している期間 3) 工事全体を一時中止している期間 4) 発注者が対象外と認める期間 	

新旧対照表（週休2日制工事試行要領）

旧	新	摘要
<p>3 対象工事</p> <p>(1) 発注者指定型 <u>千葉市土木工事標準積算基準を適用する工事のうち発注者が指定した工事</u></p> <p>(2) 受注者希望型 <u>発注者指定型以外の千葉市土木工事標準積算基準を適用する工事。ただし、以下のいずれかに該当する場合は対象外とすることができる。</u></p> <p>ア <u>現場施工が1週間未満の工事</u></p> <p>イ <u>施工時間や施工方法の制約が予想される工事</u></p> <p>ウ <u>その他、週休2日が適さない工事（社会的要請により早期の工事完成が望まれる工事など）</u></p>	<p>3 対象工事 <u>千葉市土木工事標準積算基準を適用する工事。</u></p> <p>(1) 発注者指定型 <u>発注者が指定した工事（原則全ての工事）</u></p> <p>(2) 受注者希望型 <u>現場閉所及び週休2日交替制いずれにもより難い発注者指定型以外の工事。</u>ただし、以下に該当する場合は対象外とすることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>現場施工が1週間未満の工事</u> ・<u>緊急随意契約による災害復旧工事等</u> 	記載内容の修正
4 発注方式 現場閉所による週休2日制工事を原則とするが、昼夜間連続作業を行う工事等、現場閉所を行うことが明らかに困難な工事については、週休2日交替制工事とすることができる。	4 発注方式 現場閉所による週休2日制工事を原則とするが、昼夜間連続作業を行う工事等、現場閉所を行うことが明らかに困難な工事については、週休2日交替制工事とすることができる。	
<p>5 工期の設定</p> <p>(1) 工期設定 対象工事の施工条件や地域特性などを考慮し適切な工期設定を行うものとする。</p> <p>(2) 工事工程の共有 工事契約後、速やかに受発注者間において、工事工程の共有を行うものとする。</p>	<p>5 工期の設定</p> <p>(1) 工期設定 対象工事の施工条件や地域特性などを考慮し適切な工期設定を行うものとする。</p> <p>(2) 工事工程の共有 工事契約後、速やかに受発注者間において、工事工程の共有を行うものとする。</p>	

新旧対照表（週休2日制工事試行要領）

旧	新	摘要
<p>6 実施方法</p> <p>(1) 発注方式</p> <p>発注者指定型及び受注者希望型とする。</p> <p>(2) 条件明示</p> <p>特記仕様書において明示する。</p> <p>(3) 受注者希望型での取組み</p> <p>週休2日制又は週休2日交替制を希望する受注者希望型の受注者は、現場着手日前までに監督職員と書面により協議した上で取組むことができる。</p> <p>(4) 対象期間の協議</p> <p>発注者指定型及び週休2日制又は週休2日交替制を希望した受注者希望型の受注者は、現場着手日前までに週休2日の取組方式（週休2日制又は週休2日交替制）、対象期間、現場閉所予定日又は休日予定日を書面により監督職員と協議すること。</p> <p>(5) 現場閉所予定日の振替</p> <p>受注者は、現場閉所予定日に作業を行う必要が発生した時は、作業内容及び現場閉所の振替日を監督職員へ書面により事前に報告すること。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。</p> <p>(6) 現場閉所の報告</p> <p>受注者は、履行報告に併せて、現場閉所日及び現場閉所率、休日率及び平均休日率が確認できる資料を提出すること。ただし、現場完成日を含む月は完成後、速やかに提出するものとする。</p> <p>(7) 取組状況の確認</p> <p>発注者は、受注者の取組状況を確認した上で、「7 積算方法」のとおり、経費補正するものとし、受注者に週休2日の達成結果及び工事成績の加点有無について、書面により通知するものとする。</p>	<p>6 実施方法</p> <p>(1) 発注方式</p> <p>発注者指定型及び受注者希望型とする。</p> <p>(2) 条件明示</p> <p>特記仕様書において明示する。</p> <p>(3) 受注者希望型での取組み</p> <p>週休2日制又は週休2日交替制を希望する受注者希望型の受注者は、現場着手日前までに監督職員と書面により協議した上で取組むことができる。</p> <p>(4) 対象期間の協議</p> <p>発注者指定型及び週休2日制又は週休2日交替制を希望した受注者希望型の受注者は、現場着手日前までに週休2日の取組方式（週休2日制又は週休2日交替制）、対象期間、現場閉所予定日又は休日予定日を書面により監督職員と協議すること。</p> <p>(5) 現場閉所予定日の振替</p> <p>受注者は、現場閉所予定日に作業を行う必要が発生した時は、作業内容及び現場閉所の振替日を監督職員へ書面により事前に報告すること。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。</p> <p>(6) 現場閉所の報告</p> <p>受注者は、履行報告に併せて、現場閉所日及び現場閉所率、休日率及び平均休日率が確認できる資料を提出すること。ただし、現場完成日を含む月は完成後、速やかに提出するものとする。</p> <p>(7) 取組状況の確認</p> <p>発注者は、受注者の取組状況を確認した上で、「7 積算方法」のとおり、経費補正するものとし、受注者に週休2日の達成結果及び工事成績の加点有無について、書面により通知するものとする。</p>	

新旧対照表（週休2日制工事試行要領）

旧	新	摘要																																
7 積算方法 (1) 経費補正 <p>対象期間において4週8休以上の取組みを達成した場合、労務費や機械経費の内訳が明らかとなっている単価については、下表の経費にそれぞれの係数を乗じた補正を行う。</p> <p>なお、内訳が明らかとなっていない市場単価方式については、別紙1の補正係数を乗じるものとし、土木工事標準単価については、物価資料に掲載されている週休2日補正単価を適用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場閉所による週休2日制工事の補正 <table border="1"> <thead> <tr> <th>現場閉所 (現場閉所率)</th> <th>労務費</th> <th>機械経費 (賃料)</th> <th>共通仮設費 率</th> <th>現場管理費 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4週8休以上 (28.5%以上)</td> <td>1.05</td> <td>1.04</td> <td>1.04</td> <td>1.06</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・週休2日交替制工事の補正 <table border="1"> <thead> <tr> <th>現場閉所 (平均休日率)</th> <th>労務費</th> <th>現場管理費 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4週8休以上 (28.5%以上)</td> <td>1.05</td> <td>1.03</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> (2) 発注者指定型 当初において、経費補正を行うものとし、対象期間中の取組状況を確認し、4週8休以上に達していない場合は、請負代金額のうち当該補正分を減額するものとする。 (3) 受注者希望型 当初において、経費補正は行わない。対象期間中の取組状況を確認し4週8休以上を達成している場合に、経費補正を行うものとする。 (4) 契約変更 	現場閉所 (現場閉所率)	労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設費 率	現場管理費 率	4週8休以上 (28.5%以上)	1.05	1.04	1.04	1.06	現場閉所 (平均休日率)	労務費	現場管理費 率	4週8休以上 (28.5%以上)	1.05	1.03	7 積算方法 (1) 経費補正 <p>対象期間において4週8休以上の取組みを達成した場合、労務費や機械経費の内訳が明らかとなっている単価については、下表の経費にそれぞれの係数を乗じた補正を行う。</p> <p>なお、内訳が明らかとなっていない市場単価方式については、別紙1の補正係数を乗じるものとし、土木工事標準単価については、物価資料に掲載されている週休2日補正単価を適用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場閉所による週休2日制工事の補正 <table border="1"> <thead> <tr> <th>現場閉所 (現場閉所率)</th> <th>労務費</th> <th>機械経費 (賃料)</th> <th>共通仮設費 率</th> <th>現場管理費 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4週8休以上 (28.5%以上)</td> <td>1.05</td> <td>1.04</td> <td>1.04</td> <td>1.06</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・週休2日交替制工事の補正 <table border="1"> <thead> <tr> <th>現場閉所 (平均休日率)</th> <th>労務費</th> <th>現場管理費 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4週8休以上 (28.5%以上)</td> <td>1.05</td> <td>1.03</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> (2) 発注者指定型 当初において、経費補正を行うものとし、対象期間中の取組状況を確認し、4週8休以上に達していない場合は、請負代金額のうち当該補正分を減額するものとする。 (3) 受注者希望型 当初において、経費補正は行わない。対象期間中の取組状況を確認し4週8休以上を達成している場合に、経費補正を行うものとする。 (4) 契約変更 	現場閉所 (現場閉所率)	労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設費 率	現場管理費 率	4週8休以上 (28.5%以上)	1.05	1.04	1.04	1.06	現場閉所 (平均休日率)	労務費	現場管理費 率	4週8休以上 (28.5%以上)	1.05	1.03	
現場閉所 (現場閉所率)	労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設費 率	現場管理費 率																														
4週8休以上 (28.5%以上)	1.05	1.04	1.04	1.06																														
現場閉所 (平均休日率)	労務費	現場管理費 率																																
4週8休以上 (28.5%以上)	1.05	1.03																																
現場閉所 (現場閉所率)	労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設費 率	現場管理費 率																														
4週8休以上 (28.5%以上)	1.05	1.04	1.04	1.06																														
現場閉所 (平均休日率)	労務費	現場管理費 率																																
4週8休以上 (28.5%以上)	1.05	1.03																																

新旧対照表（週休2日制工事試行要領）

旧	新	摘要																		
取組結果により契約変更が必要と認められた場合は、取組状況の確認後、速やかに契約変更を行う。なお、現場完成日が工期末の20日前を超える場合は、工期末の20日前を現場完成日として取組状況の確認を行い、必要に応じて契約変更を行うものとする。	取組結果により契約変更が必要と認められた場合は、取組状況の確認後、速やかに契約変更を行う。なお、現場完成日が工期末の20日前を超える場合は、工期末の20日前を現場完成日として取組状況の確認を行い、必要に応じて契約変更を行うものとする。																			
8 工事成績評定 <p>対象期間において4週8休以上の取組みを達成した場合に、「創意工夫」の項目で加点対象として評価する。なお、達成できなかった場合であっても、工事成績の減点は行わない。</p> <p>工事成績評定の配点は、以下のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(対象期間における)</th> <th>週休2日制 工事</th> <th>週休2日交替制 工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4週8休以上の達成</td> <td>2点</td> <td>2点</td> </tr> <tr> <td>月単位※1で 4週8休以上の達成</td> <td>3点</td> <td>3点</td> </tr> </tbody> </table>	(対象期間における)	週休2日制 工事	週休2日交替制 工事	4週8休以上の達成	2点	2点	月単位※1で 4週8休以上の達成	3点	3点	8 工事成績評定 <p>対象期間において4週8休以上の取組みを達成した場合に、「創意工夫」の項目で加点対象として評価する。なお、達成できなかった場合であっても、工事成績の減点は行わない。</p> <p>工事成績評定の配点は、以下のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(対象期間における)</th> <th>週休2日制 工事</th> <th>週休2日交替制 工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月単位※1で 4週8休以上の達成</td> <td>2点</td> <td>2点</td> </tr> <tr> <td>完全週休2日※2で 4週8休以上の達成</td> <td>3点</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	(対象期間における)	週休2日制 工事	週休2日交替制 工事	月単位※1で 4週8休以上の達成	2点	2点	完全週休2日※2で 4週8休以上の達成	3点	—	工事成績評定内容の見直し
(対象期間における)	週休2日制 工事	週休2日交替制 工事																		
4週8休以上の達成	2点	2点																		
月単位※1で 4週8休以上の達成	3点	3点																		
(対象期間における)	週休2日制 工事	週休2日交替制 工事																		
月単位※1で 4週8休以上の達成	2点	2点																		
完全週休2日※2で 4週8休以上の達成	3点	—																		
<p>※1 月単位は、月単位の対象期間において、該当する全ての月が達成出来た場合に加点する。</p>	<p>※1 月単位は、月単位の対象期間において、該当する全ての月が達成出来た場合に加点する。</p> <p>※2 完全週休2日は、対象期間内の暦上の全ての土曜日・日曜日で現場閉所を達成出来た場合に加点する。</p>																			
9 実施の明示 <p>発注者指定型及び週休2日制又は週休2日交替制を希望した受注者希望型の受注者は、対象期間中、別紙2を参考に看板を作成し、設置場所、デザイン等について受発注者協議の上、第三者に対して見やすい場所に、週休2日制工事又は週休2日交替制工事を実施している旨を明示すること。</p>	9 実施の明示 <p>発注者指定型及び週休2日制又は週休2日交替制を希望した受注者希望型の受注者は、対象期間中、別紙2を参考に看板を作成し、設置場所、デザイン等について受発注者協議の上、第三者に対して見やすい場所に、週休2日制工事又は週休2日交替制工事を実施している旨を明示すること。</p>																			
10 その他 <p>受注者は、発注者が別途実施するアンケート調査に協力するものとする。</p>	10 その他 <p>受注者は、発注者が別途実施するアンケート調査に協力するものとする。</p>																			

新旧対照表（週休2日制工事試行要領）

旧	新	摘要
<p>附則</p> <p>1 この要領は、令和3年10月1日から施行する。</p> <p>2 この要領は、千葉市土木工事標準積算基準の適用日が令和3年10月1日以降のものから適用する。ただし、6（2）の規定については、この要領の施行の日以降に公告する又は指名若しくは見積通知書を交付するものについて適用し、同日前に公告するものについては、なお従前の例による。</p>	<p>附則</p> <p>1 この要領は、令和3年10月1日から施行する。</p> <p>2 この要領は、千葉市土木工事標準積算基準の適用日が令和3年10月1日以降のものから適用する。ただし、6（2）の規定については、この要領の施行の日以降に公告する又は指名若しくは見積通知書を交付するものについて適用し、同日前に公告するものについては、なお従前の例による。</p>	
<p>附則</p> <p>1 この要領は、令和5年5月1日から施行する。</p> <p>2 この要領は、千葉市土木工事標準積算基準の適用日が令和5年5月1日以降のものから適用する。ただし、6（2）の規定については、この要領の施行の日以降に公告する又は指名若しくは見積通知書を交付するものについて適用し、同日前に公告するものについては、なお従前の例による。</p>	<p>附則</p> <p>1 この要領は、令和5年5月1日から施行する。</p> <p>2 この要領は、千葉市土木工事標準積算基準の適用日が令和5年5月1日以降のものから適用する。ただし、6（2）の規定については、この要領の施行の日以降に公告する又は指名若しくは見積通知書を交付するものについて適用し、同日前に公告するものについては、なお従前の例による。</p> <p>附則</p> <p>1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p>2 この要領は、千葉市土木工事標準積算基準の適用日が令和6年4月1日以降のものから適用する。ただし、6（2）の規定については、この要領の施行の日以降に公告する又は指名若しくは見積通知書を交付するものについて適用し、同日前に公告するものについては、なお従前の例による。</p>	追加